

●一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）

当社は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえ、以下の計画を実施します。

1. 計画期間 平成27年4月1日 ～ 平成37年3月31日

2. 対策の内容

・「雇用環境の整備に関する事項」の以下事項に係る施策を実施します。

「子どもを育てる労働者が利用できる始業・終業時刻の繰上げ又は繰り下げの制度の実施」

「育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知」

「所定外労働の削減のための措置の実施」